

西予市告示第157号

西予市特定教育・保育施設等の確認に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日

西予市長 管 家 一 夫

西予市特定教育・保育施設等の確認に関する要綱の一部を改正する告示

西予市特定教育・保育施設等の確認に関する要綱(平成28年西予市告示第150号)の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

「

施 設 の 種 類	種 類	添付様式	を
	☐ 小規模保育事業	付表 1	
	☐ 家庭的保育事業	付表 2	
	☐ 居宅訪問型保育事業	付表 3	
	☐ 事業所内保育事業	付表 4	

」

「

施 設 の 種 類	種 類	添付様式	に、
	☐ 小規模保育事業(満3歳以上限定小規模保育事業以外)	付表 1	
	☐ 小規模保育事業(満3歳以上限定小規模保育事業)	付表 1 の 2	
	☐ 家庭的保育事業	付表 2	
	☐ 居宅訪問型保育事業	付表 3	
	☐ 事業所内保育事業	付表 4	

」

同様式付表 1 中「小規模保育事業を行う事業所の確認に係る記載事項」を「小規模保育事業(満 3 歳以上限定小規模保育事業以外)を行う事業所の確認に係る記載事項」に改め、付表 1 の次に次の付表を加える。

付表1の2 小規模保育事業(満3歳以上限定小規模保育事業)を行う事業所の確認に係る記載事項

フリガナ 名 称						
事業所の所在地 ・ 連絡先	(〒 都道府県 市区)					
	(ビルの名称等)					
	電話番号	FAX番号				
	E-mail アドレス					
連 携 先	名 称					
	施設の類型	☐ 認定こども園 (☐ 幼保連携型・ ☐ 幼稚園型・ ☐ 保育所型・ ☐ 地方裁量型) ☐ 幼稚園・ ☐ 保育所・ ☐ その他 ()				
	所在地	(〒 都道府県 市区)				
	連携内容	☐ 食事の提供に関する支援 ☐ 屋外遊戯場の利用に関する支援 ☐ 後方支援 ☐ 卒園後の受け皿としての支援 ☐ 嘱託医による健康診断等に関する支援 ☐ 合同保育に関する支援 ☐ 行事への参加に関する支援				
	事業者番号	※連携先が特定教育・保育施設等の場合は、事業者番号を記入してください。				
管 理 者	氏名・生年月日	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日 (満 歳)		
	就任年月日	年 月 日				
	免許・資格の有無	有 (免許・資格の種類:) ・ 無				
	住所・連絡先	(〒 都道府県 市区)				
	(ビルの名称等)					
	電話番号	FAX番号				
認可年月日	年 月 日					
開所曜日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土					
開所時間	平日	時 分		時 分		
	土曜日	時 分		時 分		
	日曜日	時 分		時 分		
休 所 日						
利 用 定 員	2号認定	4歳以上児			3歳児	
		5歳児	4歳児			
	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)	
認可定員	2号認定		人			
給食の実 施状況	3号 認定	提供方法				
	☐ 自園調理 ☐ 連携施設又は給食搬入施設 ☐ それ以外から搬入 ☐ 弁当持参					
その他の事業 の実施状況	延長保育		一時預かり			
	有 ・ 無		有 ・ 無			
	開所時間開始前	時 分から	(時 分 ~ 時 分)			
	開所時間終了後	時 分まで				
そ の 他						

利 用 料		実費徴収の 有（内容・金額）・無		有（ ） ・ 無				
		上乗せ徴収の 有（内容・理由・金額）・無		有（ ） ・ 無				
職員の状況	職 種	家庭的保育者 （保育士資格有り）		家庭的保育者 （保育士資格無し）		家庭的保育補助者		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人	
	平均経年数 （他施設も含む）		年		年		年	
	職 種	医師（嘱託医）		調理員		その他の職員		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
	配 置 職員数	常 勤	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数		人		人		人	
	基準上の必要人数		人		人		人	
	平均経年数 （他施設も含む）		年		年		年	
	直接雇用・派遣の別							
直接雇用（有期）		人						
うち家庭的保育者 又は家庭的保育補助者		人						
直接雇用（無期）		人						
うち家庭的保育者 又は家庭的保育補助者		人						
派遣労働者		人						
うち家庭的保育者 又は家庭的保育補助者		人						
施設設備の状況	設 備	敷地全体		園舎		乳幼児の保育を行う部屋		
	居室数／面積	㎡		㎡		室／㎡		
	1人当たりの面積	㎡		㎡		㎡/人		
	設 備	屋 外 遊 戯 場						
	設置場所	□敷地内 □隣接地 □代替地（□公園 □広場 □寺社境内 □その他）						
	面 積	全体の面積		㎡		満2歳以上児1人当たり面積 ㎡/人		
	設 備	食 事 の 提 供 設 備						
	設置状況	□調理室 □調理設備						
添 付 書 類		・申請者の定款、寄附行為、登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合） ・認可証等の写し ・施設の平面図及び設備の概要 ・所長の経歴書 ・運営規程 ・職員体制一覧表 ・役員の状況（氏名、生年月日、住所） ・収支予算書等 ・利用手続・利用者に対する事前説明等の状況 ・事故発生時の対応 ・相談、苦情等の対応に関するマニュアル等 ・秘密保持のための措置に関するマニュアル等 ・防災計画（防災・避難マニュアル等） ・その他確認に関し必要と認める書類						

様式第 5 号中

教育・保育施設等の種類	☐ 認定こども園（ ☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型） ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 小規模保育事業（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ C型） ☐ 家庭的保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業 ☐ 乳児等通園支援事業
-------------	--

を

教育・保育施設等の種類	☐ 認定こども園（ ☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型） ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業 以外）（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ C型） ☐ 小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業） ☐ 家庭的保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業 ☐ 乳児等通園支援事業
-------------	--

に

改める。

様式第 7 号中

教育・保育施設等の種類	☐ 認定こども園（ ☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型） ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 小規模保育事業（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ C型） ☐ 家庭的保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業 ☐ 乳児等通園支援事業
-------------	--

を

教育・保育施設等の種類	☐ 認定こども園（ ☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型） ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業 以外）（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ C型） ☐ 小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業） ☐ 家庭的保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業 ☐ 乳児等通園支援事業
-------------	--

に

改める。

様式第 9 号中

教育・保育施設等の種類	☐ 認定こども園（ ☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型
	☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型）
	☐ 幼稚園 ☐ 保育所
	☐ 小規模保育事業（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ C型）
	☐ 家庭的保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業 ☐ 乳児等通園支援事業

を

教育・保育施設等の種類	☐ 認定こども園（ ☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型
	☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型）
	☐ 幼稚園 ☐ 保育所
	☐ 小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業 以外）（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ C型）
	☐ 小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）
	☐ 家庭的保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業
教育・保育施設等の種類	☐ 事業所内保育事業 ☐ 乳児等通園支援事業

に

改める。

様式第11号中

教育・保育施設等の種類	☐ 認定こども園（ ☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型
	☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型）
	☐ 幼稚園 ☐ 保育所
	☐ 小規模保育事業（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ C型）
	☐ 家庭的保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業
	☐ 事業所内保育事業 ☐ 乳児等通園支援事業

を

教育・保育施設等の種類	☐ 認定こども園（ ☐ 幼保連携型 ☐ 幼稚園型
	☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型）
	☐ 幼稚園 ☐ 保育所
	☐ 小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業 以外）（ ☐ A型 ☐ B型 ☐ C型）
	☐ 小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）
	☐ 家庭的保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業
教育・保育施設等の種類	☐ 事業所内保育事業 ☐ 乳児等通園支援事業

に

」

改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 9 月 2 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に使用されているこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。